

EU首脳会議について

2012年7月2日

6月28・29日(現地、以下同様)に実施されたEU(欧州連合)首脳会議では、経済的側面に関して、「成長・雇用協定」での合意を得ました。各国レベルで要請される取り組みとしては、成長志向の財政再建、貸出の回復、成長と競争力の促進、失業への対応などが強調され、EUレベルではEIB(欧州投資銀行)*を通じた資金支援等での合計1,200億(約12兆円)ユーロの成長促進策を含め、単一市場の深化の必要性が謳われました。

首脳会議に先立ってファンロンパイEU大統領が6月26日に公表した「真の経済・通貨統合へ向けて」との表題の報告書も、声明文中で取り上げられました。同報告書では、4つの柱として、金融統合、財政統合、経済政策の統合、民主的法制度が指摘されており、12月には詳細な報告書が提出される予定です。

※ EIB(欧州投資銀行)・・・EUの金融機関の一つ。1958年設立。EU加盟国の共同出資によって成り立っており、様々なプロジェクトへの融資を通じてEU加盟諸国の統合や均衡の取れた発展、経済・社会的結束に貢献することを使命とする。

今回の首脳会議で合意された、市場の当面の材料となりそうな事項は、初日の会議後に公表された「ユーロ圏首脳会議」の声明文に集約されており、具体的なポイントは以下の3つに絞られます。

<ESMによる銀行への直接的な資本注入>

第一は、ESM(欧州安定メカニズム)による銀行への直接的な資本注入です。声明文では、「ECB(欧州中央銀行)が関与する、ユーロ圏の銀行の効果的な一元管理の制度が確立されれば、ESMは銀行に直接資本を注入する可能性を有し得る」と記されています。あくまで「銀行の効果的な一元管理の制度が確立されれば」との条件付きで、それについては、欧州委員会がまもなく素案を提出し、「緊急事案として、年末までに考慮することをEU首脳会議に要請する」とあります。したがって、実施に至るとしても年明け後になります。銀行の一元管理の制度と言っても、どの程度の規模の銀行までを管理対象にするのか、いかなる機関にどれだけの権限を付与するのか(欧州委員会はECBの権限拡大を想定)などに関して、ドイツの議会の対応を含め議論の難航が予想されます。それでも、現実化すれば、支援国の政府債務の増大なく銀行の資本を増強させられるわけで、銀行と政府債務の問題の悪循環に歯止めを掛ける効果は大きいと思われる。

<ESMの優先弁済権の放棄>

第二に、ESMの優先弁済権の放棄です。具体的には、スペインへ金融支援を実施するESM(実際にはESMが稼動するまでEFSF(欧州金融安定基金)によって実施され、その後、ESMに移管される)が、一般投資家に優先して債務の返済を受ける権利を放棄することです。声明文中に明示されており、少なくとも今回のスペインの金融支援での適用は確定的と解釈されます。民間投資家がESMより不利な立場に置かれることがなくなるため、ESMの優先弁済権の放棄はスペイン国債利回りの低下要因として働きます。今回のスペインの金融支援以外に適用されるか否かは不明ですが、ドイツが合意した意義は大きいと思われる。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

<EFSF/ESMによる周辺国国債の購入>

第三に、EFSF/ESMの柔軟かつ効率的な活用です。具体的には、EFSF/ESMによる周辺国国債の購入が念頭に置かれています。もっとも、これは既にEFSF/ESMの機能として付与されており(ECBがEFSF/ESMの「代理人」として関与することも含めて)、材料としては新味に乏しいと思われます。実施に当たっては、「覚書」の締結が必要で、支援国に課される条件も明記されます。また機動性に欠ける上、資金力も限られるため(新規に利用可能な資金は、スペインへの金融支援を含めて最大限5,000億ユーロ(約50兆円)、しかもすぐに全額利用可能ではありません)、ECBが現存するSMP(証券市場プログラム)を通じて、機動的に周辺国国債を購入した方が効果的であるのは確かです。

<ドイツの柔軟性の拡大の端緒となるか>

以上のことから、ユーロ圏首脳会議での確定的な新材料としては、スペインの金融支援における、ESMの優先弁済権の放棄が挙げられる程度です。それでも、ドイツにとっては大きな譲歩と言え、債務問題の抜本解決の鍵を握るドイツの柔軟性の拡大の端緒となることが期待されます。なお、今週のECB理事会では、利下げを含む何らかの政策対応が実施される可能性が高いと見込まれます。

以上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.20750%（但し、最低2,625円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会